

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十七年三月三日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十六年十月二十七日奈良県指令建第九四―一一五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十七年二月二十三日建第八四〇〇号
公共施設に関する工事の検査済証 平成二十七年二月二十三日建第五〇四九号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市中曾司町二九五番三、二九五番四及び二九五番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市土橋町一七〇番地の五

日進不動産株式会社 代表取締役 竹中將浩

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 橿原市中曾司町二九五番三、二九五番四及び二九五番五の各一部
下水道 橿原市中曾司町二九五番三、二九五番四及び二九五番五の各一部

一 許可番号

平成二十六年八月二十六日奈良県指令建第九四―六九号

平成二十七年二月十二日奈良県指令建第九四―六九―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十七年二月二十三日建第八四〇一号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

御所市大字室一一九一番二、一一九一番二五の一部、一一九一番一六、一一九一番二四の一部、一一九一番二六、一一九一番二七、一一九三番八、一一九四番二の一部、一一九五番一の一部、一三七五番三、一三七六番三及び一三七六番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

御所市大字宮古三七八番地

株式会社KIMURA 代表取締役 木村慈宏